

ID: 23

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	再開における手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第19条		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b> (再開における手数料) 第19条 加入者は、利用を休止した後、再び利用を開始することにより引込工事をするときは、手数料として別表第4に定める額を納入しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日